

平成22年度 健全化判断比率・資金不足比率の公表

地方財政の健全化を図るため、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、毎年、健全化判断比率と公営企業ごとの資金不足比率を議会に報告し、公表することが義務付けられています。

平成22年度決算の各比率は下記のとおりです。

■健全化判断比率

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.31 %	20.0 %
連結実質赤字比率	—	18.31 %	35.0 %
実質公債費比率	15.4 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	95.4 %	350.0 %	

「—」は、実質赤字額または連結実質赤字額がないことを表しています。

■資金不足比率

特別会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0 %
簡易水道事業特別会計	—	
公共下水道事業特別会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	
港湾整備事業特別会計	—	

「—」は、資金不足額がないことを表しています。

【説明】平成22年度の決算では、健全化判断比率および資金不足比率において、財政の黄信号を示す早期健全化基準、経営健全化基準を下回っており、柳井市の財政が概ね健全であることを表しています。

●問い合わせ 財政課 ☎2111 内線441

【用語の意味】

■**実質赤字比率** 一般会計等（普通会計）の実質赤字額の標準財政規模に対する比率

■**連結実質赤字比率** 一般会計や公営企業会計など全ての会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率

■**実質公債費比率** 一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

■**将来負担比率** 地方債の残高をはじめ一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

※標準財政規模 地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源で、標準税率で算定した税収入額と譲与税などの税外収入に地方交付税を加えた額

■**資金不足比率** 公営企業会計に係る資金不足の事業規模（事業収入）に対する比率

柳井地域広域水道企業団の資金不足比率の公表

平成22年度柳井地域広域水道企業団の資金不足比率についても、同様に公表します。

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
柳井地域広域水道企業団 水道用水供給事業会計	—	20.0 %

「—」は、資金不足額がないことを表しています。

●問い合わせ 柳井地域広域水道企業団 ☎5333